［条を削る。］

別紙様式第１号（第３条第１項関係）

（日本産業規格Ａ４）

経　営　強　化　計　画

年　　月　　日提出

（提出者）主たる事務所
の所在地
名　　称
代　表　者　役職・氏名

金融機能の強化のための特別措置に関する法律第４条第１項の規定に基づき、経営強化計画を次のとおり提出します。

記

［第１～第３　略］

二　中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化のための方策として次に掲げるもの
イ　協同組織金融機関等による中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化を図るための指導体制の整備のための方策
ロ　協同組織金融機関等による担保又は保証に過度に依存しない融資の促進その他の中小規模の事業者の需要に対応した信用供与の条件又は方法の充実のための方策
三　新型コロナウイルス感染症等の影響を受けた者への支援をはじめとする地域経済の再生に資する方策
四　その他地域における経済の活性化に資する方策として次に掲げるもの
イ　創業又は新事業の開拓に対する支援に係る機能の強化のための方策
ロ　経営に関する相談その他の協同組織金融機関等の取引先の企業（個人事業者を含む。）に対する支援に係る機能の強化のための方策
ハ　早期の事業再生に資する方策
ニ　事業の承継に対する支援に係る機能の強化のための方策
（法附則第二十九条第一項第三号の資金を有効に活用するための体制に関する事項）

第四十七条　法附則第二十九条第一項第三号に規定する主務省令で定めるものは、次に掲げる事項とする。
一　協同組織金融機関等から特定支援（法第三十四条の三第三項に規定する特定支援をいう。以下この条において同じ。）の申込みを受けた場合において、次に掲げる事項について適切に審査するための体制に関する事項
イ　特定支援の実施により、中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の当該特定支援の申込みをした協同組織金融機関等が主として業務を行っている地域における経済の活性化に資すると見込まれること。
ロ　特定支援の実施により取得する優先出資（分割された優先出資を含む。）又は貸付債権につき、その処分をし、又は償還若しくは返済を受けることが困難でないこと。
ハ　特定支援の申込みをした協同組織金融機関等による資産の査定が、利用することができる直近の情報に基づき適切にされていること。
二　協同組織金融機関等に対して行う特定支援以外の財政上の支援を、協定銀行による優先出資の引受け等が行われなかったとした場合であっても行うことができる範囲内のものとするための体制に関する事項

別紙様式第１号（第３条第１項関係）

（日本産業規格Ａ４）

経　営　強　化　計　画

年　　月　　日提出

（提出者）主たる事務所
の所在地
名　　称
代　表　者　役職・氏名

金融機能の強化のための特別措置に関する法律第４条第１項の規定に基づき、経営強化計画を次のとおり提出します。

記

［第１～第３　同左］